

令和6年度(2024年度)2歳児1年保育のご案内

2歳児1年保育は、認可保育所や地域型保育事業(以下「保育所等」といいます。)の利用が保留となっている、令和6年4月1日時点で満2歳のお子さんについて、最長で令和7年3月31日まで保育を行うものです。

通常の保育所等とは仕組みが異なります。以下の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

2歳児1年保育の実施概要

1 対象(利用申込みができる方)

利用開始日において、つぎの要件を全て満たす方

令和3年4月2日～令和4年4月1日生
(2021年4月2日～2022年4月1日生)

- (1) 練馬区内に住所を有し、集団保育が可能な令和6年4月1日において満2歳の児童
- (2) 保育所等の利用の申込みが有効であり、かつ、利用が保留となっていること
- (3) 認証保育所または企業主導型保育事業を利用していないこと

※なお、保育所等に在園中で転園申込している方は、対象外です。

2 利用可能期間

各月1日から最長で令和7年3月31日まで(月単位の利用)

※翌年度の継続利用は認められません。

※保育所等への入園が決まった場合には、保育所等の入園月の前月末日まで利用できます。

3 実施施設、実施時間および定員等

実施日(全施設共通) 月曜～金曜(土日、祝日、年末年始を除く。)の11時間以内

※延長保育はありません。

| 施設名 | 住所 | 電話 | 実施時間 | 定員 |
|--------------------------------|---------------|---------------|------------|-----|
| 豊玉第二保育園 | 豊玉北 6-17-9 | 03-3992-3322 | 7:30～18:30 | 5名 |
| ChaCha Children Musashiseki | 関町東 2-9-11 | 03-5903-4870 | 7:30～18:30 | 5名 |
| 東大泉第三保育園 | 東大泉 2-42-5 | 03-3922-0550 | 7:30～18:30 | 5名 |
| 大泉にじのいろ 保育園 | 大泉町 6-30-3 | 03-5933-2788 | 7:15～18:15 | 2名 |
| 南大泉にじのいろ 保育園 | 南大泉 3-17-21 | 03-3925-8851 | 7:15～18:15 | 2名 |
| 石神井町さくら 保育園 | 石神井町 7-25-45 | 03-3997-0070 | 7:30～18:30 | 2名 |
| 東大泉第二保育園 | 東大泉 7-20-1 | 03-3921-9126 | 7:30～18:30 | 1名 |
| 光が丘さくら 幼稚園 | 光が丘 2-4-8-101 | 080-3467-2186 | 7:30～18:30 | 31名 |
| 光が丘むらさき 幼稚園 | 光が丘 3-3-5-101 | 080-3541-3684 | 7:30～18:30 | 29名 |
| 北大泉幼稚園 | 大泉町 2-46-6 | 080-3541-3687 | 7:30～18:30 | 20名 |

利用料等

1 利用料等

利用料は、利用区分に応じた月額定額制です。※利用料には給食費 6,000 円を含みます。
利用料は、区内認証保育所の平均保育料から保育料補助金を控除した額などを踏まえて設定しています。

| 利用区分 | 利用時間（1日当たり） | 月額利用料 |
|--------|-----------------|---------|
| 短時間利用 | 8時間以内の利用 | 35,000円 |
| 標準時間利用 | 8時間を超え11時間以内の利用 | 45,000円 |

※生活保護受給世帯は、申請により免除となります。

※児童扶養手当受給世帯は、申請により上記金額から 10,000 円減額となります。

※「施設等利用給付認定」（保育の必要性の認定）を受けている住民税非課税世帯は、無償化の対象となります。

※第2子以降のお子さんは、第2子以降無償化の対象となります。

※利用料以外に、帽子等必要な実費が生じる場合は、施設からお知らせします。

2 給食の提供、食物アレルギーへの対応について

各施設での調理または弁当の配達となります。食物アレルギーの対応は施設により異なります。各施設にご相談ください。

3 病気等により、配慮を要する児童の保育はできかねます。

必要書類、申込方法、日程など

1 必要書類、申込方法など

(1) 2歳児1年保育利用申込書に必要事項を記入のうえ、郵送で保育計画調整課宛てご提出ください（締切日必着）。【郵送先】〒176-8501 練馬区保育計画調整課 宛（郵送先住所不要）

☞ 利用申込書については、区ホームページからダウンロードしてお使いください。

(2) 申込みにあたっては、保育所等の利用申込み（教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書の提出）を行い、その申込みが有効期間内であることが必要です。

☞ 保育所等の利用申込みがまだの方や利用申込みの有効期間が満了した方は、各月保育所等入園申込締切日までに保育所等利用申込みを行ってください。

(3) 2歳児1年保育利用申込書の有効期限は、12月利用開始分までとなります。

(4) 既に提出した2歳児1年保育利用申込書の希望施設を変更したい場合は、下記の申込締切日までに、2歳児1年保育利用申込内容変更届を保育計画調整課までご提出ください。

2 各月の申込締切日など

各月の申込締切日等は下記のとおりです。

5月～12月は、4月利用分で定員に達しない場合やその後空きが生じた場合に選考します。

定員の空き状況は、毎月区ホームページで更新します。

| 利用希望月 | 申込締切日 (受付時間 17時 15分まで) | 内定予定日 |
|------------|---------------------------|---------------------------|
| 令和6年5月～12月 | 各月の保育所等申込締切日と同日（*） | 利用希望月の前月22日頃 可否に関わらず通知 |
| 令和7年1月～3月 | お申込みできません。 | ——— |

（*）「令和6年度（2024年度）保育利用のご案内」P.15をご覧ください。

利用者の選考・内定、利用開始まで

1 利用者の選考・内定

- (1) 保育所等の利用調整における保育指数と調整指数を合算した指数等に準じて選考します。
- (2) 選考の結果、利用が内定した方に対し、区から通知します。

2 面接・健康診断、利用開始後の慣れ保育

- (1) 健康診断・施設との面談を行っていただきます。詳細については、内定となった施設にお問い合わせください。なお、利用開始月の初日までに健康診断・面接を受けない場合は、内定取り消しとなります。
- (2) 健康診断・面接において、集団生活が困難と判断された場合には、利用できません。
- (3) 利用開始日から数日は慣れ保育を行うため、短い保育時間をお願いすることがあります。

利用上の注意

1 保育時間

保育時間は、決定した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。

2 利用料

- (1) 利用料は、毎月1日から末日までを単位とする月額定額制です。
利用料の金額は、各月1日現在の利用区分に基づき適用されます。利用日数に関係なく、定額の利用料をお支払いいただきます。
- (2) 各月の利用料は、指定の期日までに所定の方法によりお支払いください。
- (3) 指定の期日までに利用料が納付されない場合、利用を解除することがあります。

3 利用区分の変更

- (1) 利用区分を変更する場合は、変更する日の属する月の前月20日までに、お申し出ください。
- (2) 原則として、上記期限後の利用区分変更はできません。
ただし、短時間利用区分の方が、月途中で8時間を超える保育を必要とした場合は、当該月から標準時間利用区分の利用料が適用されます。

4 利用の辞退・中止

- (1) 利用開始前に利用を辞退する場合は、速やかにお申し出ください。
- (2) 利用を中止する場合は、中止しようとする月の前月20日までに申し出ください。
- (3) 月の途中で利用を中止する場合であっても、利用料全額をお支払いいただきます。

5 利用の解除

- (1) 利用時間内の送迎が度々守られない等の場合は、利用を解除することがあります。
- (2) その他、運営上支障がある場合、利用を解除することがあります。

☎お申込み・お問合せ（総合福祉事務所では受け付けておりません。ご注意ください。）

練馬区 保育計画調整課 電話 03-5984-4687 または 03-5984-4512（直通）

メール HOIKUKEIKAKU@city.nerima.tokyo.jp

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝休日・年末年始を除く。）

〒176-8501 練馬区豊玉北6-1 2-1（練馬区役所本庁舎 11階）